

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第七九号）（衆

議院送付）要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、法律の題名を「裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律」に改めるとともに、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行うこととするほか、支給減額率及び施行期日等について、修正が行われた。

一 報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、裁判官の報酬月額を引き下げる。（衆議院修正）

二 報酬の減額支給措置

一般の政府職員の給与の支給に当たって、平成二十六年三月三十一日までの間減額支給措置が講じられ

ることに伴い、裁判官の報酬の支給に当たって、同日までの間減額支給措置を講ずる。

三 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、二に係る部分は、平成二十四年四月一日から施行する。（衆議院修正）